

# 平成26年度 第2回北海道男女平等参画審議会議事録

日時 平成27年3月16日(月) 13:30～15:10

場所 北海道庁本庁舎7階 共用B会議室

## 1 開 会

・挨拶(北海道環境生活部くらし安全局長 佐藤 敏)

## 2 議 題

### (1) 報告事項

①第2次北海道男女平等参画基本計画平成27年度重点事項について

②北海道男女平等参画チャレンジ賞について

③道の女性活躍支援施策について

### (2) その他

## 3 閉 会

## 1. 開 会

○細野男女平等参画担当課長 皆様、本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから平成26年度第2回北海道男女平等参画審議会を開催させていただきます。

それでは、開会に当たりまして、環境生活部くらし安全局長佐藤敏からご挨拶を申し上げます。

○佐藤くらし安全局長 環境生活部くらし安全局の佐藤でございます。

本日は、何かとお忙しい中、全道各地からご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、男女平等参画に係る最近の動向、話題といたしまして、現在、国では第4次の基本計画の策定作業を進めておりまして、今年末に閣議決定したいということで作業を進めているというふうに承知いたしております。

この改定の視点といたしましては、あらゆる分野における女性の活躍推進、また、男女共同参画社会の実現に向けた社会基盤の構築、さらに、女性の安全・安心の確保などを改定の視点として掲げまして、真に実効性のある計画として、女性にとっても男性にとっても暮らしやすい社会の実現を目指すという内容で作業を進めているということです。

道の計画といたしましては、次の計画は第3次になるわけでございますけれども、この第3次計画策定を視野に入れまして、こうした国の動向を注視しております。

年末に国の内容が明らかになりましたら、この審議会におきましてもご議論いただきながら、第3次計画の策定に着手してまいりたいと考えております。

さて、本日の審議会におきましては、議題の報告事項といたしまして、第2次北海道男女平等参画基本計画における平成27年度の重点事項、それから、26年度の北海道男女平等参画チャレンジ賞、さらに、女性の活躍支援施策についてご報告したいと考えております。

報道等でご存じかもしれませんが、道におきます女性の活躍支援に関しましては、先月10日に開催いたしました北の輝く女性応援会議におきまして、地域を男女でともに支える社会の推進など、三つの展開方向を柱として、女性の活躍支援の方向性を取りまとめました。

さらに、女性の元気応援メッセージの発信や女性の活躍応援自主宣言の募集など、できることから着手しようということをこの会議において決めました。

道といたしましては、この応援会議の中核としての役割をしっかりと担いまして、今後、決めました方向性に沿って、女性の活躍をオール北海道で応援してまいりたいと考えております。

最後になりますけれども、皆様方におかれましては、引き続き、北海道における男女平等参画社会の実現に向けましてお力添えを賜りますよう、心からお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

○細野男女平等参画担当課長 それでは、本日の出席状況についてでございます。

ご都合により、足立委員と田中委員がご欠席をされております。本日の審議会は、委員15名のうち、13名のご出席をいただいております、委員の2分の1以上の出席がございますので、北海道男女平等参画推進条例第28条第2項の規定により、会議が成立していることをご報告いたします。

また、本日は、オブザーバーといたしまして、北海道男女平等参画推進本部の幹事の皆様にもご出席いただいております。

それでは、まず、本日の配付資料の確認をさせていただきます。

○事務局 本日の配付資料は、全て本日の配付となっておりまして、既にお席に配付させていただいております。

それでは、確認させていただきます。

まず、次第、配席図、名簿です。以下、資料1は、3ページ物の第2次北海道男女平等参画基本計画の重点事項です。資料2は、1枚物の重点事項の一覧表です。資料3は、1枚物のチャレンジ賞の専門部会の開催状況です。資料4は、チャレンジ賞受賞者一覧です。資料5-1は、裏表1枚物の北海道における女性の活躍支援の方向性について概要版です。資料5-2は、46ページ物の

本編冊子です。資料6は、1枚物の女性の元気応援メッセージです。資料7は、裏表の1枚物の女性の活躍応援自主宣言の募集についてです。

それから、参考資料1は、道内市町村における男女平等参画に関する施策の推進状況調査結果です。本日は、この資料については説明いたしませんけれども、毎年、内閣府で行っております全国の市町村に対する調査結果でございます。道内市町村の条例の制定、計画の策定、あるいは、女性の登用状況などについて取りまとめたものですので、今後の審議の参考としていただきたいと思います。参考資料2は、3枚物のチャレンジ賞の贈呈式の懇談内容です。それから、チャレンジ賞のカラーのリーフレットです。

最後に、今回のチャレンジ賞の候補者のリストです。

以上でございます。

○細野男女平等参画担当課長 以上の配付資料でございますけれども、漏れ等はございませんでしょうか。

それでは、これからの議事進行につきましては、広瀬会長にお願いしたいと存じます。

会長、どうぞよろしくお願いたします。

## 2. 議 事

○広瀬会長 きょうは、報告事項が3点です。

まず、議題(1)の報告事項の①第2次北海道男女平等参画基本計画平成27年度重点事項についてです。

事務局からご報告を願います。

○事務局 第2次北海道男女平等参画基本計画平成27年度重点事項につきましてご報告させていただきます。

資料1をごらんください。

平成27年度の重点事項について説明してございます。

まず、1番目といたしまして、重点事項の趣旨、2番目といたしまして、平成27年度重点事項の選定、3番目といたしまして、重点事項の内容及び選定理由について、記載させていただいております。

平成27年度の重点事項につきましては、当審議会におきまして、第2次北海道男女平等参画基本計画の体系の13項目の基本方向、40項目の施策の方向の中から、9項目の基本方向、15項目の施策の方向を重点項目として選定する内容のご意見をいただきました。

その後、北海道男女平等参画推進本部の幹事会におきまして、重点事項にかかわる施策・事業を展開するに当たり、選定した理由を踏まえ、事業を展開するようお願いし、本年1月19日に、北海道男女平等参画推進本部で決定しまして、関係部局に対して通知をしております。

続きまして、資料2をごらんください。

こちらは、資料1の重点項目を一覧表にしたものでございますので、後ほどごらんください。

なお、この重点事項につきましては、平成27年度の事業終了後、推進状況などを調査し、平成28年度の審議会におきまして、その結果を報告する予定でございます。

○広瀬会長 ありがとうございます。

この重点事項に関しましては、前回の審議会の皆様のご議論のもとに決定させていただいたものです。

今の報告について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○広瀬会長 ないようでしたら、議題の報告事項②に移らせていただきます。

平成26年度北海道男女平等参画チャレンジ賞についてです。

前回の審議会において、選考のために専門部会を設置いたしましたが、昨年12月に候補者の選考を行っております。

専門部会の開催状況について、部会長である崎広副会長からご報告をお願いいたします。

○崎広副会長 私から、開催状況について報告させていただきます。

お手元の資料3と資料4をごらんいただきたいと思います。

資料3のとおり、昨年12月1日に道庁別館の会議室におきまして選考を行いました。

当日、専門部会委員として齊藤委員、高田委員、山田委員と私の4名で審議いたしました。なお、山中委員は、当日は急用のために欠席されましたが、事前に書面にて意見をいただいております。

候補者は、ここにありますように、1個人3団体の計4件でございます。それぞれ地域を愛し、支えたいという思いが込められた活動でしたが、この中から、男女平等参画の視点と職場づくりをされている記載の2件を選考いたしました。

輝く北のチャレンジ賞には、釧路市の釧路モカ女性プロジェクト、輝く北のチャレンジ支援賞に千歳市にあります株式会社ダイナックスを選定させていただきました。

釧路モカ女性プロジェクトは、子育てや介護など、就労が大変厳しい女性たちがそうした中で就労の機会を創出するため、女性の就労支援や人材育成に貢献している点を高く評価しました。

また、株式会社ダイナックス様につきましては、事業所内の保育所施設の設置や法定基準を上回る短時間勤務制度など、柔軟な勤務制度が導入されていること、育児と仕事の両立を支援しており、女性が少ない、いわゆるものづくりの現場で女性の参画の促進に取り組んでいる点もあわせて評価させていただきました。

受賞の詳しい活動内容は、資料4をごらんいただきたいと思います。

あわせて、参考資料2、リーフレットに贈呈式の談話や当日の様子がカラー写真などで記載されていますので、こちらも参考にさせていただければと思います。

当日に私から申し上げましたけれども、こうした取り組みが全道各地に広がっていくことを大変期待しております。

最後になりますけれども、専門委員の皆様には、大変お忙しい中、お時間をいただき、また、審議についてご協力いただき、この場をかりて御礼申し上げます。

ありがとうございました。

**○広瀬会長** ありがとうございました。

今、資料によって説明がございましたけれども、何かご質問等はございますか。

**○山根委員** すみません、何点かお願いします。

この男女平等参画チャレンジ賞について、どのようなおろされ方をしているのでしょうか。また、応募は1個人3団体ということで、全道規模とすれば非常に少ないわけですが、このことをどのように評価されているか、今後に向けてどのようにされるのかをお伺いしたいと思います。

今、崎広副会長が各地に広がるようにということでしたが、広がっていないような気がするので、広がっていない理由として何かわかっていることがありましたら、お知らせいただきたいと思えます。

それから、この専門部会をつくっておられるのですが、専門委員の方を選出するときに、どのように決めるのかについてもお知らせいただければと思います。

大賞の表彰式などは、「イコール・パートナー」に載っていたりするのですが、あわせてお話しさせていただきます。

「イコール・パートナー」は、約330部が各団体、学校等に紙媒体で配付されており、そのほかはメールで市町村にということでした。私は、南幌町に住んでおりますが、南幌町ではまちづくり課で「イコール・パートナー」等の男女平等参画について扱っているのですが、メールでおろされても、そのままになっているという現状をきょう役場へ行って知りました。この辺についても切り込んでいかないと広がらないのかなと思ひまして、あわせて発言させていただきました。

**○広瀬会長** 今、広報のされ方、専門委員の選出の選定のされ方、そして、「イコール・パートナー」以外での情報の下への流れについてご質問がありましたので、これについてお答えいただきたいのですが、お願いいたします。

**○事務局** まず、1点目のチャレンジ賞の周知に係ることについてです。

道としましては、各市町村、振興局、その他につきまして、市町村からそれぞれ推薦いただくようにということで通知によりご案内してございます。そのほかにホームページでも、もちろん広く周知しているところでございます。

その結果について、いかに思うかでございますが、結果的には4件でございますので、全体から

見るとなかなか少ないという感想を持っておりまして、今後は、周知方法などにつきましてさらに拡大を図っていく必要があると認識しております。

それから、専門部会の委員の選定についてです。

この審議会以外に専門部会にお集まりいただくということもございまして、一つには、冬でもございましたので、交通の便なども考えまして、集まりやすい札幌市内の委員の方をお願いすることを原則としております。

そのほか、男女のバランス、あるいは、出身の団体として、例えば経済界、労働関係など、ある程度のバランスを考えた中でお願いしております。

それから、「イコール・パートナー」についてです。

私どもから各市町村にお知らせをして、各市町村から住民に対する周知をお願いしているところがございますが、ただいま委員からもご指摘がありましたとおり、役場の方からどのように住民に周知されているのかにつきまして、改めて今お話を伺いましたので、役場に対して、さらに住民に周知するように働きかけをしてまいりたいと考えております。

○**広瀬会長** 山根委員、いかがでしょうか。

○**山根委員** わかりました。

○**広瀬会長** 市町村を通じて推薦ということだと、市町村がきちんと動いてくれないと、いくらすぐれたグループなどがあっても上がってこないわけですね。恐らく、そこが一つのネックになっているのかなという気がいたします。

こういう積極的な活動をしている団体は多いと思いますから、それを発掘するという意味でも、市町村の行政に積極的に働きかけていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかに、ご質問はありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** もしなければ、贈呈式について、事務局から報告をお願いいたします。

○**事務局** チャレンジ賞贈呈式の実施状況について報告させていただきます。

こちらのリーフレットをごらんください。

贈呈式は、平成27年2月16日月曜日の16時30分から、道庁3階の知事会議室で行いました。

出席者は、輝く北のチャレンジ賞受賞者の釧路モカ女性プロジェクトの森崎代表、相座事務局長と札幌支部の栗山さんの3名です。また、輝く北のチャレンジ支援賞受賞者の株式会社ダイナックスの福村代表取締役社長と実藤取締役専務執行役員の2名です。

まず、崎広副会長から、専門部会での選考内容についてご説明いただき、次に高橋知事から表彰状と副賞が贈呈されました。

受賞者の活動内容や写真、表彰状の写真については、このリーフレットにご紹介させていただいております。後ろのページに表彰状を載せてございますけれども、旭川市在住の平田鳥閑先生という書家の方にご揮毫いただいたものとなっております。

表彰状と副賞の贈呈の後、受賞者の皆様と高橋知事の懇談を行いまして、和やかな雰囲気の中で受賞者の皆様から活動について知事とお話しいただきました。懇談の内容につきましては参考資料としてお配りしておりますので、後ほどごらんいただければと思います。また、贈呈式の様子につきましては、写真等をホームページにも掲載しておりますので、お知らせいたします。

なお、昨年度、第3回審議会の際に、山根委員から、チャレンジ賞の候補者についてお知りになりたいというお話がございましたが、未公開の情報のため、委員限りの取り扱いということで、別添のとおり、情報提供させていただきます。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

今のご報告について、何かご質問等はございますか。

○**山根委員** 平成26年度北海道男女平等参画チャレンジ賞というパンフレットは、どのように配布されるものなのでしょうか。また、広報紙「ほっかいどう」を使って広報活動をしてほしいということは何回もお話ししてきました。

この前、この広報紙「ほっかいどう」の事務局に電話をしまして、このような審議会のことも載せてほしいのだとお話しをしました。そのときには、載せる内容についてを決める委員を広報して

いましたけれども、ホームページを持っていないとできないということでした。私は、インターネットをやっておらず、できなかったのが、意見だけ言いました。

縦にはつながるのですが、横につながっていないので、私たちに内容が入ってこないということをお話ししました。これについては載せる内容がきつからということだったのに、1月号ではキヤッツの宣伝が入っているのです。こんなにスペースがあるのに、載せるスペースがないという問題ではないのだと思いました。

ぜひ、広報紙「ほっかいどう」を使って、今のチャレンジ賞についても皆さんのところに行きわたるように努力していただきたいと思います。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

今の点について、いかがでしょうか。

○**事務局** 山根委員がおっしゃるとおりですし、昨年も同様の意見をいただきましたので、私どもとしても、道庁全体の広報として、取り上げてもらうように努力はさせていただいております。

しかし、庁内の事情でございますけれども、どうしてもその時期その時期に特定の課題がございまして、庁内の委員会をつくり、内容について検討しております。しかし、優先順位等との審査の結果、なかなか載せていただけないというような現状がございまして。

そこで、状況といたしましては、委員のご指摘のとおり、ホームページ等で周知させていただいているのが現状でございます。今後も、引き続き、広報担当には申し入れなどをさせていただきたいと考えてございますので、よろしくお願ひします。

○**広瀬会長** リーフレットの活用に関してはいかがですか。

○**事務局** これは、関係者のみの配付資料でございます、一般に広く配布しているものではございません。内容につきましては、ホームページに掲載させていただいております、ホームページでは公開されております。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○**山根委員** 男女平等参画がまだ軽視されているように感じますので、これからはしつこくよろしくお願ひしたいと思ひます。

○**広瀬会長** ほかに、ご質問はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** ないようでしたら、報告事項③に移らせていただきます。

道の女性活躍支援施策についてです。

情報提供ということでお話しただけということなんです。

それでは、お願ひいたします。

○**事務局** それでは、道の女性の活躍支援施策について説明させていただきたいと思ひます。

昨年の当審議会におきまして、女性の活躍支援をオール北海道で推進するための体制としまして、経済団体を初め、第1次産業団体あるいは労働女性団体など、さまざまな構成によるネットワークを構築し、北海道全体で女性の活躍を支援する気運の醸成を図る取り組みを進めますというお話をさせていただいております。

先ほど局長からも触れましたけれども、去る2月10日に、このネットワークの中核でございます北の輝く女性応援会議の第2回目の会議が開催されまして、この会議におきまして、今後進める女性の活躍支援の方向性や当面の取り組みなどが決定されましたので、その概要を報告させていただきます。

まず、資料5-1の概要版と資料5-2の本文によりまして、支援の方向性について説明させていただきます。

この方向性は、道の男女平等参画基本計画における進捗状況のほか、国や道内における団体、女性の活躍関連の団体等の取り組みの現状あるいは課題などを把握しまして、改めて女性の活躍支援の観点から整理し、北の輝く女性応援会議が全体として取り組む今後の方向性として取りまとめたものでございます。

資料5-2の目次をごらんください。

まず、全体の構成でございます。

初めに、Ⅰで背景、Ⅱで女性の活躍支援方策の方向性を整理しまして、施策の展開方向1の地域を男女でともに支える社会の推進、展開方向2の女性のライフステージに応じた支援、展開方向3の男女がともに働きやすい環境づくりの推進の三つの柱で区分しまして、それぞれの区分ごとに現状と課題を整理し、さらに、その内容に応じた項目ごとに取り組みの方向性を整理しております。

また、一番下のⅢの取組の現状におきましては、道のほか、国や各関係団体などの取組を施策一覧として整理し、最後には、道内市町村の男女共同参画関連事業及び女性団体の主な活動事業等も整理させていただいております。

それでは、内容について、かいつまんで説明させていただきます。

目次の次のページの1ページです。

まず、Ⅰの背景としまして、人口減少や少子化、高齢化の進展などにより、労働力など経済面のみならず、社会面にも大きな影響が懸念されまして、社会のあらゆる分野で男女がともに個性と能力が発揮できる地域社会づくりが求められているという旨を記述してございます。

次に、Ⅱの北海道における「女性の活躍支援方策」の方向性です。

一つ目に、構造的課題に向けた女性の活躍支援としまして、人口の減少などの全国的な構造的課題につきましては、本道においても共通する課題として取り組みが求められており、女性の活躍推進による北海道経済及び地域の活性化に取り組むことが必要であるということ記述しております。

二つ目に、女性の活力による地域づくりとしまして、第1次産業が基幹産業でございます本道の産業構造や地域実情などを踏まえまして、女性がそれぞれの地域において生きがいを感じて生き生きと活躍できるよう、その感性や活力を地域づくりにつなげていくことが必要であることを記述しております。

三つ目に、展開方向の三つの柱としまして、こうした現状等を踏まえながら、北海道における女性の活躍支援方策については、先ほどの説明のとおり、三つの柱で施策を展開することとし、オール北海道で取り組む方向性として取りまとめたことを記述し、また、この方策は、今後も社会情勢などを踏まえまして、見直しを行い、効果的な施策の展開に努めるとともに、広く道民の皆様にも周知していくことを記述してございます。

次に、2ページをごらんください。

中段になりますが、この方向性につきましては、この応援会議でのご意見、あるいは、昨年度から道庁において行っております女性の活躍懇話会で伺った意見なども検証し、この方向性に反映しております。

3ページ以降につきましては、大変ボリュームが多うございますので、時間の関係上、後ほどごらんいただきたいと思います。

そこで、資料5-1の概要版によりまして、簡単に説明させていただきます。

この概要版につきましては、背景や現状、懇話会等の意見、展開方向の三つの柱をコンパクトにまとめまして、次の裏面のページは、展開方向における主な施策などを簡略化して整理したものでございます。

これを簡単に申し上げたいと思います。

展開方向1は、地域を男女でともに支える社会の推進です。

1の地域における気運の醸成、2の地域力の育成・向上に向けた取り組みの推進、3のライフステージに応じた「学び」の場の提供、4の地域で活躍する女性の「見える化」、5の女性リーダーの登用に向けた目標設定の推進、6の積極的改善措置等へのインセンティブ付与、7の安心して子どもを生み育てることができる地域づくりに取り組むこととしております。

次に、展開方向2は、女性のライフステージに応じた支援です。

1の働きたい女性の就労支援・訓練、2女性の雇用継続の促進、3女性の円滑な再就職の支援、4の起業支援、5の保育に係る体制の整備促進、6の「小1の壁」の解消、7の家事・子育て支援の促進に取り組むこととしてございます。

最後に、展開方向3の男女ともに働きやすい環境づくりの推進です。

1の長時間労働慣行の是正、2の多様な働き方の促進、3のワーク・ライフ・バランス意識の啓発、4の役員・管理職への女性登用、5の企業等における女性の活躍の「見える化」などに取り組

むこととしております。

内容の説明は以上でございますが、この方向性につきましては、冒頭に申し上げましたとおり、北の輝く女性応援会議がオール北海道として取り組む方向性として取りまとめたものでございます。

今後、この方向性に沿いまして、これまでの取り組みをさらに進めるほか、新たな取り組みについても、これに沿ってできる限り進めていくこととされております。

次に、できるものから進める取り組みとしまして、このたび、二つの取り組みが決定されましたので、簡単に説明させていただきます。

まず、1点目でございます。

資料6でございます。

女性の元気応援メッセージの発信についてです。

このメッセージは、北の輝く女性応援会議の構成員全体の総意としまして、オール北海道で女性の活躍支援に取り組むことをメッセージで発信するものでございます。

内容として、まず、本道は、男女がともに手を携えて地域を育んできた歴史がありますが、今、少子化、高齢化、人口減少の問題など、将来に向けた懸念が広がっており、家庭や地域職場など、社会のあらゆる分野で重要な役割を担っている女性の活躍やその活躍を支援する環境づくりが求められております。そのため、全ての女性が多様な選択のもとに、おのこの希望に応じて個性と能力を十分に発揮できる社会、男女がともに住みなれた地域で安心して心豊かに暮らすことができる地域社会の実現を目指すことが示されております。そして、本会議では、これに向けて、幅広い分野の連携協働により女性の活躍を全力で応援することを内容としておりまして、本会議の総意であることを示すため、全構成員名で発信するものでございます。

今後、このメッセージにつきましては、道における広報・啓発媒体などにおいて広くPRに努めてまいりますとともに、応援会議の構成団体等におきましても、メッセージを活用したPR、今後の女性活躍支援の働きかけや啓発などに積極的に活用していくこととしたものでございます。

次に、資料7の女性の活躍応援自主宣言の募集についてです。

まず、自主宣言の趣旨についてでございますが、女性の元気応援メッセージの趣旨に賛同し、女性の活躍推進に取り組む企業、団体等から女性の活躍応援自主宣言を募集しまして、これらを広く公開することにより、地域、職場、社会活動など、さまざまな分野での女性の活躍を支援する全道的な気運の醸成を喚起しようとするものでございます。

対象としましては、道内に事業所がある企業、事業者、団体、グループ等及び道内自治体などとしております。また、宣言の方法としましては、次のページの宣言用紙に内容を記入いただき、当課に提出いただきまして、道のホームページへの掲載のほか、PRや各種支援などを行うものとするものでございます。

宣言の内容につきましては、例にお示しのとおり、市町村や町内会、地域づくりグループ、企業、事業所、団体など、多様な組織体を想定しておりまして、その内容は、数値目標や量的目標のほか、計画の策定や推進する具体の取り組みなども対象としており、それぞれの実情を踏まえた宣言をしていただくことを考えております。

以上、北の輝く女性応援会議において進めている女性の活躍支援の施策について説明させていただきました。

最後になりますが、当審議会委員の皆様におかれましても、所属する団体等のみずからの宣言の登録につきましてもご検討いただきますとともに、周辺の関係者にも、ぜひ、自主宣言の趣旨等をご周知いただきまして、先ほどのメッセージの活用ともあわせまして、登録の働きかけなどについてご協力を賜りますようお願い申し上げます、説明にかえさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○**広瀬会長** ご説明をどうもありがとうございました。

資料そのものは非常に大部なもので、私たちもまだ目を通しておらず、後で目を通すことになりそうですけれども、今の説明に関して、何かご質問等はございますか。

○**高田委員** 高田と申します。

資料5-1という北海道における女性の活躍支援の方向性が載っていますけれども、この次のペ

ージの女性のライフステージに応じた支援の6番目に「小1の壁」の解消という言葉が出てきました。

小さい子どもを育てて、小学校1年生になったときに退職をしてしまうというケースが最近あるということで、せっかく頑張ってきたのに、放課後に児童を見ていただけないので、退職せざるを得ないという状況が実際に生じております。

そこで、放課後児童クラブの運営助成、民営の放課後児童クラブの支援とありますが、具体的に何かお考えがあるのでしょうか。例えば、学校をそのまま使って午後7時まで預かるようなところもあるようですけれども、もしそういったお考えがあれば、皆さんもこれから頑張れるのかなという気がするのですけれども、いかがでしょうか。

**○事務局** この施策は、道庁内のさまざまなところから情報を得て作成しているものでございまして、「小1の壁」につきましては、保健福祉部と教育関係の所管になっております。また、資料の17ページに課題と主な取組をまとめさせていただいているところでございます。

今、委員のおっしゃるとおり、最近、保育所で待機児童ゼロのため、さまざまな取組を進めているわけですが、学校に上がったからの預かり先がなかなか難しいこともございまして、今ありましたような「小1の壁」が問題となっております。

17ページの中ほどに、主な取り組みということで、さまざまな取り組みが書かれているわけですが、これは、現在、道や民間のNPOなども少し絡んでくるかもしれませんが、そこで行われている事業でございます。

今言いましたように、放課後の子ども教室の設置や運営費補助、それから、総合対策のあり方の検討なども道庁内各部で行われておりまして、夜間の預け先の問題も含めて検討されているようでございます。ただ、どこまで検討されているかなど、詳しい説明は難しいところがございますので、その状況について詳しい情報が必要であれば、後ほどデータ等でお知らせしたいと思います。

課題としては、夜間の問題などについて、現在、各部で検討しながら、助成できるものについてはしていくという方向で検討を進めているようでございます。

その他必要なデータ等がありましたら、後ほどお届けしたほうがよろしいでしょうか。

**○高田委員** データ等は必要ありませんけれども、どういった方向で進められるのかだけわかればよかったです。ここに少し書いてありますので、後でまたゆっくり読ませていただきます。

ありがとうございました。

**○山根委員** 私は、学校の教員をしておりましたが、学童保育というものがあるのです。もとは、地域のセンターのようなところで子どもたちを預かってくれましたので、よかったです。今はだんだんと学校を使ってという状況になってきています。

先生たちがとても忙しくしている中、学童保育については学童保育員の人がいるわけですが、同じ校舎の中で行うのです。先生たちには今までの子どもが帰った後のいろいろな業務があり、そこに子どもたちはいるわけですね。ですから、学童保育と学校教育をきちんと分けてやっていただけるような状況になることが望ましいのであって、支える支援というのであれば、そういうところに力を入れていただきたいと思っております。

私は、教職員を退職してから、何年か芸芸講師をやったのですが、そのとき、向かいにあった施設から学童保育が学校に入ったのです。そのことについて私は非常に違和感を持ちました。子どもたちはここの子どもだからという認識でいるし、先生たちはこの子たちへの授業は終わっているという認識で、そういう状況がなかなか区別できなくなってしまうのです。事故があっても指導員がいるわけですからいいのですが、あいているのだからそこを使ったらいいではないかというような楽なほうへというようなことで学童保育が学校現場の中に入っていくことに私はすごく不満を感じています。

どこにも言う機会がないので、ここで話しさせていただきました。

安易な取り組みでないような支援を、お金をかけた放課後保育をぜひお願いしたいと思います。

**○広瀬会長** ありがとうございました。

女性の活躍支援の方向性に関しては、ほかにいかがでしょうか。

**○高田委員** 私は今の委員のご発言には賛成しかねます。

これだけ人口が少なくなって、子どもも少なくなってきている状況の中で、人や施設も含めて、

新たな施設を確保していくことは本当に難しいことだと思います。

ですから、あいているところがあればどんどん活用していかないとこれからは運営していけないのだらうと思いますので、お互いに我慢をしていい方向に持っていかないといけないと思います。高度成長期ならば、施設をどんどんつくって、人をどんどんふやしてやればいいということですが、これからの時代は、そうではなくて、今あるもの、そこで使えるものを利用してやっていく方向性のほうが最終的に道民の負担が軽くなるのではないかと思います。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

ほかに質問ご意見は何かございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** どうもありがとうございます。

それでは、報告事項までは終了いたしました。

こちらで用意した議題はこれだけですけれども、その他に移ります。

第7期の審議会は、きょうで最後になります。

まだ時間もございますし、せっかくの機会ですので、男女平等参画に関する事柄、あるいは、地域や職場における話題、また、日ごろ委員の皆様が感じていらっしゃることを自由に出す時間をとりたいと思います。

せっかく委員として皆様とお顔を合わせているわけですし、発言されたい方がいらっしゃいましたら、この場で発言していただいて、最後の会議にしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

どなたか、口火を切っていただけますでしょうか。

○**武田委員** 私は企業の人事を担当する者として呼ばれて、2年間、委員を務めさせていただきました。

我が社のことを申し上げますと、育児休業を含め、社内的な制度、規定等の整備等もやってはいたのですが、人事を担当していて非常に思うのは、制度や規定を先にごっちり固めると、かえってがんじがらめになって、なかなかうまく運用できない場面が企業内で結構発生するのです。そこで、その辺を緩やかにできるように心がけてやってきました。

その反面、社内や社外でも何をやっているかが余りわからないというところが結構ありまして、そういった意味で、ここに呼ばれたことをきっかけに、実はきょうも新聞社の取材を受けてきたのですけれども、うちの会社は、十分ではないけれども、ある程度やっているのだなということを社内に広めさせていただきまして、非常にありがたく思っております。

そういうこともきっかけとなりまして、今、さらに、男女がもっと活躍できる職場づくりのためのプロジェクトチームもできました。また、これまでは男性社員の育児休業が1人しかとれていなかったのですが、どうやら2人目が発生しそうだという状況も出てきまして、非常にありがたく思っております。

今回、この会議に参加させていただいたことをさらに次につなげていきたいと思ひます。

どうもありがとうございます。

○**広瀬会長** どうもありがとうございました。

ほかの方からもぜひご発言をお願いします。

○**山崎委員** 女のスペース・おんの山崎です。

2年間、会議に参加させていただきまして、ありがとうございます。

この間にDV防止法の関係の基本計画の策定があり、学校に対応するマニュアルづくりも決まりましたし、いろいろなことを皆さんと話し合えてすごくよかったと思ひています。

私が今思っていることとして、シェルターに逃げるときは、基本的には、女性が働いていたとしても、職場からつけられてしまったら大変だからやめなさいということで、仕事をやめざるを得なくて、職を失ってシェルターに来るのです。子どもたちは、今まで培ってきたお友達との関係やなんか全部絶って転校という形でシェルターに来るということで、被害者が逃げ隠れする非常に理不尽な状態がずっと続いてきているわけです。

今回、この審議会でお話しされていた株式会社ダイナックス、また、今お話しされたような育児休業を男性がとれる企業のお話を聞きますと、今度は、学校や企業の暴力に遭った女性に対する加

害者対応について、法律だけで女性を守るのではなく、地域で暴力に対して毅然とした態度をとるのだということで、企業や学校がそういう力をつけていくという一つの大きなステップになっていくのではないかと考えています。

実際にあったケースですけれども、去年、シェルターに逃げてきた方がおりました。パートではあったのですが、やりがいのある仕事をしておりました。彼女は、シェルターに逃げてきて、夫も知っているところだから危ないからやめたほうがいいのではないですかと言ったのですが、私はどうしてもこの仕事を続けたいと言うのです。それだったらということで、その企業の上司の方にお話をし、以前、北海道でつくった医療関係者の対応マニュアルの加害者対応のところをプリントし、それを上司の方に渡して、加害者が来たときにはこういう対応をお願いしますということを約束して、彼女は復職したのです。それで、よかったねと言っていたのですが、いざ加害者が会社の回りを徘徊すると、会社は加害者に対して出ていきなさいと言ったのではなくて、彼女を解雇したのです。

そういったことが女性が働き続けることを阻害しますし、暴力に対して社会が毅然としていないと女性は働き続けられないことも強く感じましたので、この審議会で話し合われたような企業が女性を活躍させるためには、暴力に対して毅然とした態度をとるということも確認させていただきたいと感じました。

**○広瀬会長** ありがとうございます。

ほかに、ご発言をお願いいたします。

**○鈴木委員** 小樽市から来ました鈴木です。2年間お世話になりました。

きょうのお話を聞いていても、北海道男女平等参画チャレンジ賞や道の女性の元気応援メッセージ、自主宣言の募集など、山根委員もおっしゃっていたように、多くの道民や市民の目に触れていくことが最も大切なのだとこの審議会のお話の中で強く感じました。

「イコール・パートナー」も確かにいただいているのですが、自分たちの仕事上での情報の一つという取り扱いをしておりましたので、あしたからどうしたら少しでも多くこれを小樽市民の皆さんに届けることができるのかを考えていきたいと思えます。

ありがとうございます。

**○広瀬会長** どうもありがとうございます。

ほかにいかがですか。

**○齊藤委員** 行動する女性のネットワークという男女共同参画を進めている団体の事務局をさせていただいておまして、今回公募として委員を務めさせていただきました。

この男女共同参画は、本当に幅広いと思いました。いろいろな分野がありまして、そこそこの分野でどうやって一歩前に進むかを真剣に考えていかないと、何となく、スローガンで終わってしまうと思うのです。

今回の北海道における女性の活躍支援というとてもすばらしい設計図ができてはいるけれども、これが具体的にどう進んでいくのかというイメージについては、私自身のイメージ力が弱いからなのか、正直に言いましてわからないところがあります。道は、こういう計画を実現するために具体的にどう進んでいくのだろうかというところが本当に見えてこないというのが実感であります。

今後、いろいろな関係機関に働きかけながら進んでいくのかなと思うのですが、何か一つか二つでも実現できたものがあれば、それが突破口になって、男女共同参画のいろいろな分野のいろいろな問題がちょっとずつでも進んでいくのかなというふうに思います。

ここで、1点だけ申し上げます。

女性の活躍支援の方向性を総体的に見ますと、対象となる女性をどこに置いているのだろうかということがあります。例えば、就労を対象としている年齢の女性であったり、女性に元気に働いてもらいたいからつくったのかなと感じたりもしています。

私は町内会活動をいたしておりますが、地域においては、職を持たずに専業主婦としていたり、子育てをしている女性がいっぱいおられます。いろいろな会議や研修などを行いますけれども、男女共同参画といったような具体的な言葉はなかなか出てきません。私が意識的に話をいたしまして、女性の地位向上や女性の活躍の場ということが言葉として表現されて、男性と女性、あるいは、ジェンダーにかかわるものなど、いろいろなものが家庭や個人の間で少しずつ解決されていくのかな

と思います。しかし、地域ではそういったようなことをなかなか取り上げにくいのが現状です。

私としては、北海道の活動施策の中の地域のリーダー養成について毎回申し上げてきたのですが、具体化がいつ、どのようにされるのかが見えてこなくて、とても歯がゆい思いでございました。

よくまとまりませんでしたけれども、率直に感想を申し上げました。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

ほかの方から積極的にお願いいたします。

○**山中委員** 山中でございます。

私は、コールセンターの運営を主体としている企業の者として、経営の立場として携わらせていただいております。

私どもの業界は、札幌市の中で、コールセンター事業により、今、4万人ぐらい就労している方がいらっしゃる状況になっております。その中で、我々は、数百人ぐらいの小さな規模でございます。私どもの業界では、お客様からの問い合わせ窓口を委託運営するような形で大手企業から受託するような仕事内容になっていますが、スタッフのうち、7割ぐらいが女性、残り3割が男性で、非常に女性の構成比率が高いのです。

その中で、男女平等参画ということで、育児支援や育児休業制度の充実のあたりはどんどん推進していっているのですけれども、推進すれば推進するほど、会社としてはコストがどんどんかかっていってしまっていて、歩どまりがどんどん悪くなっていきまして、社会貢献をすると会社がもうからないというような状況に陥っていく環境になっていきます。

例えば、3時、4時、5時など、幼稚園や保育園に預けている方が迎えに行くタイミングで女性の方に帰っていただくようにしてはいるのですけれども、そうすると、今度は既存のスタッフが遅い時間に働かなければならない、もしくは、そういったシフトを補填するために変則的な働き方をしなければならず、非常に難しさを感じてきております。

また、少子化の勢いもありまして、人材をどんどん採用ができない環境に陥ってきており、お仕事をしたいが、なかなか成り立ちにくい環境が目の前に迫ってきているジレンマと申しますか、苦しさがあります。このあたりについて、女性の活用も含めて進めていかなければと思って、頑張っている次第です。

これは、難しい話かもしれないのですけれども、女性の活用を進めている企業に関して、表彰状1枚をもらうのではなく、助成金をどんと出していくべきだと思います。それだけのコストをかけているので、そのコストを補填していかないと、企業としては推進できません。経営者としては、そう人たちらを雇うのをやめて、我々の都合のいいように働いてくれる人ばかりにしていけば歩どまりがよくなっていくので、利益が出しやすい環境になっていくからです。

コールセンターは非常に多くの人を一遍に雇える業界ですので、雇用対策として自治体もどんどん誘致を進めていて、本州などから進出してきた企業に関しては、大きく助成するような制度があるのです。しかし、長年やっている企業に助成金を余り出してくれないということがあります。ですから、本州の大きい企業に助成金を出すよりは、地場で頑張っている企業に何とか助成金を出していただき、こういうことがどんどん推進されるような経済構造と申しますか、活性化の仕組みについて、道庁を初め、札幌市にもお願いしたいと思う次第でございます。

○**広瀬会長** もっともなご意見だと思って聞いておりました。

ほかにはいかがでしょうか。

○**多田委員** 今のとてもよいお話の流れで、私も申し上げます。

私は弁護士ですけれども、DV事件や離婚事件に多く携わります。

先ほど山崎委員のほうからもおっしゃられたように、本当に何もかも捨てて逃げてきたというような方も中にはいらっしゃいます。その中で、今後は生活再建が一番大事になります。夫とは別れて、自分ひとりで子どもを育てていきますというときに仕事が安定しないと、なかなか不安で、そこから逃げるといってもできません。

最近受けた事件で、4カ月間も私のところに相談に来ていて、そこからなかなか抜け出せないという人もいたのです。やはり、今後どうなるのかが心配で、そこからなかなか抜け出せないということです。仕事の関係について、私が受けている人たちの半分以上が生活保護を受けている人なのです。ですから、財政面でもそうですし、今後、自立していってもらうという面でも、余りよ

くない生活対応が続いているなど実感しているところです。そこで、再就職でいうところをやすく、そういった受け入れをしてもらえる企業に何かメリットをつけることがすごく重要だと感じました。

ありがとうございました。

○関口委員 公募で参加させていただいた関口と申します。

先ほどから皆さんのおっしゃっていることをお聞きし、また、2年間参加させていただいて一番感じたことは、男女平等参画という理念が政治や経済などの中に溶け込んでいくということが一番大事なことなのではないかということです。

一つの課として存在しているということよりも、それが政策や政治の制度の中にこの理念が入っていかなければ、いろいろな問題が解決していかないところに来ているのではないかと思うのです。

特に、北海道の場合は、少子高齢化と一言でいえますけれども、限界集落の問題が目前に迫っておりますし、北海道から若い女性が消えるというふうなこともセンセーショナルに取り上げられたりもしています。

実際問題として、こういうことで何が予想されるのかといいますと、災害でもそうですけれども、高齢の女性が結構多く取り残されていますね。それから、若い女性がいないということは、先ほどからの委員の発言にもありましたけれども、子育て支援の政策がどちらかという隅に追いやられてしまうような形になるのです。こういったものがより大きくクローズアップされないと、全体としての問題がちまちました政策の積み重ねに終始してしまうのではないかと思うのです。

これはとても大きな問題で、こういうことを政治や経済の中で考えていかないと、そのときに男女平等参画の理念について、縦割りの行政のシステムではなく、横のつながりの中で考えられていかないと根本的な解決につながっていかないと、具体的な施策につながっていかないと、ということをお考えいただければありがたいと思います。

行政には、この課が道庁全体の中で隅々まで連携されていくような、理念がしみ込んでいくような、ぜひとも横のつながりということをお考えいただければありがたいと思います。

○広瀬会長 ありがとうございました。

○山田委員 皆さん、お疲れさまでした。

私のほうから、幾つかお話をさせていただきます。

まず、私は、連合北海道の女性委員会から来ていますけれども、スーパーマーケットで働いています。女性が働き続けるということでは、土曜日、日曜日にお休みの方もいれば、土曜日、日曜日にお仕事の方もいるわけでありまして、待機児童の問題がまだまだあると思っています。

私のいるような企業では、例えば、正職員の女性であれば、お店の中で、または、事務職であってもリーダーをしている方がほとんどでありまして、そういう方が一番忙しい土日に休むのは本当に難しい話なのです。

短時間制度なども使っていますけれども、たとえ短時間であっても、忙しいときには、出ていなければ、周りの人からいろいろと言われることもあります。幾ら組合として推進していても、全員があり得ることだから、みんなで協力し合おうねということをおっしゃって、それはうまくいかないのです。

土曜日、日曜日に預けるところがなければ仕事を続けることが困難であるということをおっしゃるなど、いろいろとお伝えしています。調べてみても、北海道の中でも日曜日に預けるところが少ないのは、もう皆さんもおわかりのとおりかなと思いますので、まず、そこを何とか解消していただきたいと思っています。

もう一つは、5,800人ほどの組合員がいて、そのうちの7割がパートタイマー、いわゆる非正規の方で、中には母子家庭の方もいるわけなんです。そういう方がもしも子どもを預けるといった場合に、保育料が非常に高いのです。その問題が解消されなければ、どんなにいい制度をつくっても、お休みはとらせてあげることにはできるのですが、お金がもうないですという状態になるのです。ですから、そういうことを解消していかなければ、女性が自由な選択をして仕事をし続けるのはなかなか難しいのかなと思います。

それから、男性がなかなか育児休業などをとれないという問題があります。これは、まだまだ意識が低く、自分だけがとるのが嫌だ、恥ずかしいという意識が一番強いのかなと思います。1人、

2人とどんどん出てくれば、恐らくとりやすくなってくると思います。

うちの会社がそうだったのです。女性も全然とれなかったのですけれども、1人、2人と、本当にいろいろな困難を突破しながら取得していったのですけれども、どんどんふえていったときに当たり前のようにとれるようになったのです。

でも、男性のところはまだそこまではいっていないのです。いろいろなアンケート調査などをとると、介護の問題がとて出てきております。ですから、こちらのほうでもいろいろと推進はしていきますけれども、男性がとることが可能な状況を何とかつくっていければというふうに思います。

そのためには、今、現実にある労働時間の問題です。これは、女性であっても男性であっても、同じ問題を抱えていると思います。この労働時間の抑制といいますか、短縮を少しでも進めたいと思います。そうしなければ、介護や育児など、自由に選択したり両立したりすることが難しいのではないかと思います。

それから、年次有給休暇の取得の促進です。

企業によっては取得が全く進んでいないところもあると思いますので、自由にといいいますか、可能な限りとれるようにしていただきたいと思います。そこで、取得の進んでいないところにこちらから何らかのことを言っていかなければならないのかなと思っております。

それから、先ほど、学校の問題が出ていたと思います。

連合の女性委員会の中には教師の方がいっぱいありますが、私たちからすれば結構びっくりするようなお話がたくさんあります。部活を持っている先生と持っていない先生とでは年間のお休みの日数もかなり違い、ほとんど休みがないような先生もいらっしゃいます。残業についても70時間から80時間は当たり前というような方もいると聞いておりますので、もっとこういうふうにざくばらんにお話しできる機会があれば、いろいろな職種での課題が明確になってくるのかなというふうに思います。

正直、自分のところは詳しいのですけれども、連合に携わらなければ、学校の先生の課題も全然わかりませんでしたし、ほかの公務員の方々もいらっしゃると思うのですけれども、そういった世界は全然わからなかったのです。ですから、いろいろな企業でいろいろな仕事をされている方の立場や課題も考えながら、この問題を解決していかなければならないのかなというふうに思っております。

本当にありがとうございました。

○西岡委員 学校のことについて、男女平等参画とかかわってお話したいと思います。

学校の各教科は、もちろんカリキュラムがありますけれども、特にこの男女平等参画とかかわるのは保健体育です。それから、学級指導、学級会活動です。

もちろん、教科の各カリキュラムで男女平等参画の内容は出てきますけれども、体系立って指導できるのは、この保健体育と学級指導と学級会活動という教育活動なのです。これからは、こういうところに重点を置いてやっていかなければならないと思いますので、機会がありましたら、現役の校長はもちろん、教職員にお話できればいいかと思っております。

もう一つは、皆さんのお子さんが小学校、中学校を経験されていればわかると思いますが、今は生活科という教科がありますね。これは、以前はありませんでした。きょうは教育政策課の職員の方もいらしていらっしゃいますが、この生活科は1・2年生でやっています。それから、3年生以上は、総合的な学習です。これは教科ではないのですけれども、教科を越えた領域の中で横断的に学習をしております。

こういう中で、今話し合っています男女平等にかかわる意識、態度、行動が指導できるのかなというふうに思っておりますので、機会がありましたら、今の現役の方には、男女平等審議会というものがありまして、そこでそういうことについていろいろと意見を出されて、具体化されているということをお話しできればいいかなというふうに思っている次第です。

今言いましたことが学校現場で具体化できるようなことで、私たちにはそういう力はありませんけれども、現役の方に機会があったらお話をしていきたいと思っています。

最後に、感想です。

男女平等ですから、もう少し男性の委員がいてもいいのではないかと思います。こう見渡しますと、委員の皆さんには女性が多いですね。男女平等ですから、男性が特にそういう意識をきちんと

持つ必要があると思うのです。これは選出の基準かなんかがあるのかもしれませんが、そのようなことを新しい審議会で検討していただければいいかなという感想を持っております。

○高田委員 先ほども発言したのですけれども、最後ということでお話しいたします。

私は、道民委員ということで、全くどこの会にも属しておりません。一般の道民として参画させていただきました。

男女平等参画審議会に来て驚いたのは、意外と進んでいないということです。男女共同参画基本法という法律ができてから十五、六年ぐらいになるのでしょうか。これはどこもそうなのですけれども、計画などはたくさんあるのに実際は進んでいないのではないかと思います。

私は、職員100名ぐらいのうち、80人ぐらいが女性職員のところで仕事をしていたのですが、その中で特に思ったことは、女性職員の管理職の方が意外と部下に冷たいということです。例えば育休をとるとしたら、私たちの時代にはそんなものはなかったのよみたいなことを言うのです。これは、5年ぐらい前の話ですが、休暇がとりにくいという雰囲気があるということで、逆に男性の私のところに相談に来られたことがありました。

男性の意識改革はもちろんですけれども、もしかしたら女性の意識も少し改革していかなければならないのかなという気持ちになりました。ここに出てきている皆さん方にはそういうことはないと思うのですけれども、一般の社会ではそれが結構あるのが実態なのかなというふうに考えています。ですから、もう少し女性の視点も変えたらいいのかなというのを思うのと、今、西岡委員がおっしゃったように、この審議会は5対5ですべきなのかなという気が致します。

私は、別の北海道の委員会にも参画したことがあるのですが、そこは、男性と女性が働きやすい職場ということで、表彰をするという部局でした。そういった仕事をやっているところが道のいろいろなところに点在しているのだと思うのです。

そこで北海道知事にぜひお願いしたいのは、先ほどもご意見がありましたけれども、課がいいのか、部がいいのか、局がいいのかはわかりませんが、国があれだけ力を入れてやっているということもありますので、北海道の縦割りを少しでもなくするためにも、男女平等参画部を設けてもいいのかなと思います。そこで、集約的にそれをやっていく、そういう本気度みたいなものがもう少しあったらいいのかなと思います。そうすると、各企業も、北海道は部をつくってやっているのだよ、これは一生懸命やらなければならないよねという気構えが少しは出てくるのかという気がします。

つくればいいというものではなく、中身を伴わなければだめだと思いますが、もう少し進めていかないと、机上の空論で終わってしまう気が致します。

○山根委員 今のお話は、本当にそうだなと思いました。

くらし安全局ではなく、男女平等参画という課を設けていただければいいと思いました。

いろいろな表彰などがあるのですけれども、標語などもすごくいいのではないかと思います。南3条の区民センターのところに標語が掲げてありまして、「男女共同参画で ともに変えよう 未来の景色」とあります。私たちが高齢者の組織に行きますと、代表はみんな男です。そういう景色なのです。ここは、フィフティー・フィフティーではないのですけれども、すごく女性が多いですよ。こういう認識は、すごく大事なのです。この短い標語の中に、ああ、そうかと思わせるものがありまして、このような人目を引く取り組みはすごく大事ななと思います。

チャレンジ賞も自主宣言も大事ですけれども、もっと手っ取り早く、子どもも大人も取り組めるものです。自分が決めた標語であれば自分は動かなければいけないわけで、そういうことでも意識の変革はできていくのではないかなと思いますし、すごく手っ取り早いのではないかと思います。

また、学校の問題です。

大人の認識が、本当にまだまだ男女平等になっていません。それは、学校の先生たちだって同じなのです。現場の先生たちは、研究会を設けて、女子教育問題をずっとやっています。しかし、男が変わらないと女も変わらないわけですが、女がどこが問題かに気づくことが大事だということで、研究は続けてきております。ですから、行いと言っていることに一致しない部分はまだまだありますが、先生たちは取り組んでいるということで、そういう先生のそばにいる子どもたちも変わるのではないだろうかという希望を持ちながら、ずっとやってきました。

社会全般については、目につくこと、耳にすることが大事なので、そういう部分にお金をかけてやっていただければ、もっともっと変わっていくかなと思います。

世の中には男と女しかいないわけですが、女性の意見は、生活者としてばかりではなく、一人の人間としての意見を求めるような社会になってもらわなければ困ると思っています。そういう点では、今ある組織の中で、そのようなことを続けて発言していきたいと思っています。

ありがとうございました。

○**広瀬会長** ありがとうございました。

崎広副会長はいかがですか。

○**崎広副会長** 2年間やって、皆さんの意見が熱いので、驚いています。

一方で、私は、前にも言いましたが、ここは審議会です。審議会とは、道のオーダーに対して答えるというスタンスであります。これが政策検討委員会や会議であれば、フリートーキングでいろいろな要望を言えるのです。私たちは議員でも何でもなく、あくまでも道のくらし安全局が所管する男女平等参画の計画について意見を求められているというスタンスで臨むことになります。ただ、皆さんのお話を聞いていると、熱い思いは伝わってきます。特にDVなどは、山崎委員のお話を聞いて、大変勉強になりました。

しかし、使い方として、きょう関口委員もおっしゃったのですけれども、道の横の連携を行ってくださいという話などについては、推進本部の方が来られていますが、そういうふうに道の連携ができていない、それから、予算措置がされていないという審議会の使い方はあると思います。

それから、要望があるのであれば、スキームがちょっとわからないのですけれども、建議をするという方法も審議会にはあります。ですから、何でもかんでも言えるわけではなく、審議会に与えられている役割を認識して臨んだつもりです。

つまらない話をしましたが、いずれにしても、皆さんに熱い思いがあるということはわかりました。今後、国の第4次男女共同参画基本計画が出てきて、今度は、道も第3次計画をつくらなければいけない場面になってくると思います。

審議会と事務方の連携を密にして、早目に情報提供をいただければと思います。そうすれば、各委員が持っているようなことを道の計画に少しでも反映させていくような手だてが考えられると思います。

2年間、大変お世話になりました。

ありがとうございました。

○**広瀬会長** 最後に私からもお話しいたします。

皆さん、2年間、ご協力をありがとうございました。

私も、初めてこういう仕事をさせていただきまして、いろいろと勉強になりました。皆さんがおっしゃっているように、日本の男女平等参画はなかなか進んでおりません。特に、現状を知っていればいるほど、そういう思いをお持ちなのだというふうに考えています。私自身も非常に忸怩たる思いを抱えております。

例えば、お隣の韓国では、女性大統領は置いておくとしましても、女性部をちゃんと立ち上げているわけです。ですから、政府の構えがまず違うということがあります。そのあたりを詰めると、政治の場で女性の意見がちゃんと通っていかないような、すごく男性支配的な構造が日本にはまだありまして、そこを突破できない壁がとて大きいというふうに感じています。

ですから、女性を男性と平等にするということがどこかの部局どまりで、あなたがやってよ、ここでやればいいのではないのみたいなところにとどまってしまうのです。

世界経済フォーラムが、毎年世界中の国を比較して、男女平等ランキングを出すのですが、去年の10月末に2014年の結果が公表されました。日本は142カ国中104位でした。もちろん、先進国の中では最低です。

それは、四つの指標で評価するのですけれども、何が足を引っ張っているかといいますと、女性が働いているかどうかです。それも、管理職としてきちんと登用されているかどうかということで、日本はポイントが非常に低いのです。結局、それが押し下げてしまっているのです。

もう一つは、女性の政治家が非常に少ない、特に議員が少ないということです。国会議員の比率も非常に少ないですし、地方議会に至っては女性議員がゼロというところが北海道内でも山ほどあるという新聞記事がこの間も出ておりました。

やはり、大きい点として、そこを変えないと、世の中全体がなかなか変わっていかないのかなと

思います。つまり、先ほど山根委員がおっしゃったように、見える形で女性が活躍していることが見えてくるように何とかできないだろうかというふうにいつも思っています。

もう一つ、男女平等参画を推進しようというところにはインセンティブを与えるべきだというふうに私も思っています。そうしないと推進できないことがいっぱいあるのです。

例えば、スウェーデンという国は、世界平等度ランキングで4位ですけれども、保育所は、行政に申し込んだら、3カ月以内にあなたの子どもはここで措置しますよというふうにしなればいけないという法律をつくっているのです。ですから、保育園に入れたいお母さんは、2カ月、3カ月待てば、自分の子どもを入れられるシステムになっているわけです。そして、保育料も全て平等です。それは、国の補助があり、均一の保育料を払えばいいのです。あるいは、幼児を持った方は6時間労働を選択できます。これも法律で保障されているのです。そのあたりの大枠がきちんと保障されているので、女性が輝いて働けるといえるところがあります。

したがって、下から攻めるのも大事ですけれども、上から大なたを振るわないと、日本の場合はなかなか変わらないのかな、男女平等というのはこれだけいろいろな側面があるのだよということこの2年間感じておりました。

そのような感想を持っております。

2年間、いろいろとどうもありがとうございました。

それでは、意見交換も終わりましたので、以上をもちまして議事を終了いたします。

### 3. 閉 会

○細野男女平等参画担当課長 広瀬会長、大変ありがとうございました。

先ほども出ておりましたが、委員の皆様は任期は2年間ということで、本年7月までとなっております。皆様でご審議いただく機会も今回が最後となりましたが、今後ともご協力いただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

閉会に当たりまして、佐藤局長からお礼を申し上げます。

○佐藤くらし安全局長 閉会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

恐らく、任期2年の最後の審議会だと思います。お礼を兼ねさせていただきます。

広瀬会長、崎広副会長を初めとして、委員の皆様には、平成25年7月から、2年間という限られた期間ではございますけれども、本道の男女平等参画の推進にかかわる重要な施策の審議に、委員として格別のご尽力を賜りましたことに対しまして、心からお礼を申し上げます。

この2年間、DV法に基づく新たな計画の策定や先ほどご報告をさせていただきました経済団体、1次産業団体、国、市町村を初め、オール北海道で女性の活躍を支援するというを目的として、北の輝く女性応援会議を結成して取り組みを進めるとか、動きは早いとは言えないかもしれませんが、徐々にではございますが、皆様方のご尽力もいただきながら、男女平等参画社会の実現に向けて取り組んできたところでございます。

しかしながら、先ほど来お話がありますとおり、例えば、市町村の男女共同参画計画の策定率が23%弱と非常に低い状況にあったり、あるいは、広報も十分ではないというご意見もございましたし、企業における管理職登用が十分とは言えない状況ということもあります。男女平等参画社会の実現とは地域社会づくりではないかと考えますが、その道はまだ半ばであるというふうに認識いたしております。

私ども、北海道庁といたしましても、縦割りの話もございましたが、このような本部委員会等々、あるいは、その他の場でも、全庁が一丸となって実現に向けて今後とも努力してまいりたいというふうに考えております。

委員の皆様方におかれましては、今後、それぞれの分野で、また、それぞれの地域で、さらに活躍されますようご祈念を申し上げますとともに、本道の男女平等参画の推進のために今後ともご支援をいただきますようお願いを申し上げます。お礼とさせていただきますと思います。

本当にありがとうございました。

○細野男女平等参画担当課長 以上をもちまして、平成26年度第2回北海道男女平等参画審議会を終了いたします。

委員の皆様には、今後とも、引き続き、北海道の男女平等参画社会づくりにご協力を賜りますよ

うお願い申し上げまして、閉会とさせていただきます。  
どうもありがとうございました。

以 上